

の ら く ら 農 楽 工 楽 ク ラ ブ 会 則

(名称及び目的)

第1条 この会は、農楽工楽クラブ（以下、「クラブ」という。）と称する。

2 このクラブは、北上地方の農村・農林業と企業との多様な交流、連携、協働の促進を通じて、新たな地域づくり、産業の振興と持続的な発展に資するため、「農楽工楽の和が郷づくり運動」を推進することを目的とする。

(事業)

第2条 クラブは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 農村・農林業関係者と企業関係者との交流と相互理解の促進に関すること
- (2) 農村・農林業関係者と企業関係者との交流、協働活動の実践支援に関すること
- (3) 農村・農林業と企業との交流、連携、協働活動に関する調査研究に関すること
- (4) その他クラブの目的達成に資する事業

2 クラブは、前条の目的に資すると認められる事業について、行政、その他から委託業務を受託することができる。

(会員)

第3条 クラブの会員は、第1条の目的に賛同する組織、団体、法人等とする。

2 クラブに入会しようとする者は、書面をもって届け出るものとする。また、退会しようとする場合もこれに準ずる。

(役員)

第4条 クラブに、役員として代表1名、副代表5名以内を置く。

- 2 代表は、クラブの会務を総理する。
- 3 副代表は、代表の職務を補佐し、代表に事故あるときは、その職務を代行する。
- 4 監事は、本クラブの業務執行及び会計の状況を監査し、総会に報告する。
- 5 役員は、総会において会員の中から選出する。
- 6 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 7 役員に異動があった場合、その後任者があたるものとし、任期は前任者の残任期間とする。

(総会)

第5条 総会は、定例総会を年1回開催するほか、代表が必要と認めたときに開催する。

2 総会は、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 会則の制定及び改廃に関する事
- (2) 事業計画及び収支予算に関する事
- (3) 事業報告及び収支決算に関する事
- (4) 役員を選任に関する事
- (5) その他必要と認められる事

3 総会の議長は、代表が務める。

4 総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決するものとする。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(運営委員会)

第6条 本クラブに運営委員会を設置し、別に定める規約により事業の推進にあたる。

2 運営委員会は、会員の中から代表が指名する運営委員で構成する。

3 運営委員長は、運営委員の互選により選任する。

(運営経費等)

第7条 クラブの運営及び事業に要する経費は、受託金及びその他の収入をもって充てる。

2 会員が主催する活動に要する経費については、クラブ支援に係るものを除き、会員、参加者等が負担する。

(事業年度)

第8条 クラブの事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの期間とする。

(事務局)

第9条 クラブの事務局は、県南広域振興局農政部花巻農林振興センターに置く。

(その他)

第10条 この規約に定めるもののほか、クラブの運営に関し必要な事項は代表が別に定める。

附則

1 この規約は、平成20年10月16日から施行する。

2 クラブの設立当初の会計年度は、第8条の規定にかかわらず、設立の日から平成21年3月31日までとする。

3 第9条に係る改正は、平成22年4月1日から施行する。(平成22年3月11日改正)

4 この規約は、平成23年4月26日から施行する。

5 この規約は、平成26年4月24日から施行する。

6 この規約は、平成30年5月29日から施行する。